

## 市成人式の対象年齢は20歳とします


圏生涯学習課(南有馬庁舎) ☎73-6703

令和4年4月1日から成年年齢が20歳から18歳に引き下げられます。これに伴い、成人対象者に実施したアンケートの結果などを踏まえて、**令和5年以降の成人式の対象年齢は現行と同じく20歳とします。**



| 開催時期   | 対象者                              |
|--------|----------------------------------|
| 令和5年1月 | 平成14年4月2日から<br>平成15年4月1日までに生まれた人 |

※開催日時や開催場所などの詳細については、決まり次第、広報紙や市ホームページなどでお知らせします。

 **こんにちは！消費生活センターです** 📍 南島原市消費生活センター ☎82-3010

## 成人になりたての若者が悪質商法のターゲットに！ ～契約の「責任」を負うのは自分と自覚し、冷静な行動を～

民法の改正により令和4年4月1日から、成年年齢が18歳に引き下げられます。成人すると、ひとりで自由に契約を交わすことができます。その代わりに、契約に基づく責任を負うのも自分自身です。社会経験の少ない若者は、契約の仕組みに詳しくなく、そこに付け込む詐欺師や悪質業者は少なくありません。契約に関するルールを知り、その契約が必要かどうか冷静に判断し行動することが大切です。困ったことがあったら、早めに消費生活センターにご相談ください。

### <相談事例と消費生活センターからのアドバイス>

#### ●相談事例①

クレジットカードを作り、支払方法は毎月一定額支払うリボ払いを指定した。友だちから「リボ払いは手数料がかかるから、支払い残高がなかなか減らないよ」と言われ確認してみると、想定よりも大きな借金になっていた。



#### <アドバイス>

カードの申し込み前に、支払いの仕組みとデメリットをよく理解しておきましょう。

#### ●相談事例②

中学の同級生に「良い話がある」と誘われた。「投資でもうかる。会員になって人に紹介すれば報酬も得られる」と、5時間も勧誘が続き、疲れ果てて契約してしまった。



#### <アドバイス>

身近な人からの勧誘は断りにくいものですが、はっきりと断りましょう。「お金がない」と言って断ると、借金をするように勧められます。「すぐに元が取れる」と言われても、支払いのための借金は決してしないでください。

#### ●相談事例③

SNSで「荷物の転送だけで報酬5万円」というアルバイトを見つけた。指示どおりに運転免許証の画像を送り、6日後に届いた荷物を指定先に送った。1カ月後、警察が来て、私名義のスマートフォンが犯罪に使われたと知った。私が転送した荷物の中身は、勝手に契約された私名義のスマートフォンだった。

#### <アドバイス>

簡単にもうかるバイトはなく、むしろ犯罪に巻き込まれる可能性があり危険です。安易に応じないでください。また運転免許証の画像は大切な個人情報ですので、他人に送らないようにしましょう。

## 春季火災予防運動

圏島原地域広域市町村圏組合消防本部 予防課  
☎0957-62-5857

### 【春季火災予防運動】

3月1日から7日まで全国一斉に春季火災予防運動が実施されます。

火災は、人の生命や財産を一瞬にして奪ってしまいます。その原因のほとんどは人の不注意によるものです。火の取り扱いには十分注意しましょう。

### 「おうち時間 家族で点検 火の始末」

(令和3年度全国統一防火標語)

### 【事業者の皆さんへ】

事業やお店を始める場合は、消防用設備などの設置や各種届出が必要となることがあります。また、増改築、用途変更などを行う場合は、新たな消防用設備などが必要となることがありますので、事前に消防署へ相談しましょう。

### 【住宅用火災警報器について】

すべての家庭で住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。

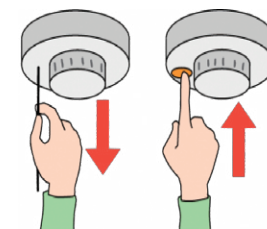
火災を早期に発見し大切な家族の命を守るために、必ず設置しましょう。

また、住宅用火災警報器の電池が切れたり、ほこりが付いたりすると、煙を感知しない場合があります。半年に一度は掃除し、定期的に作動点検を行いましょ。

なお、古くなると電子部品の寿命などにより火災を感知しなくなることがあるため、10年を目安に交換しましょう。

#### ■点検方法

ひもを引っ張ったり、ボタンを長押しすると、音声などで正常に作動するかどうかを知らせてくれます。



## みなみ風の会

～自死遺族のつどい・分かち合いの会～

圏福祉課(南有馬庁舎) ☎73-6651

大切な人を自殺で亡くすと「なぜ自殺したのか」「どうして気づけなかったのか」という疑問や自責などのさまざまな思いを抱くだけでなく、自殺であるために周囲から責められたり、偏見を感じたりすることもあります。

「みなみ風の会」は、同じような体験をした人が集い、互いの思いを自由に語り合えるような場所です。

📅 3月5日(土) 午後2時～3時30分

📍ありえコレジヨホール

📄無料 🗳️不要

📧大切な人を自殺で亡くされた人

※新型コロナウイルスの感染状況によっては中止する場合があります。

## 長崎県弁護士会による 無料法律相談会

圏長崎県弁護士会 ☎095-824-3903

長崎県弁護士会所属弁護士による無料法律相談会(Web面談・事前予約制)を開催します。

相談内容は問わず、一般民事・家事・刑事・消費者問題(悪徳商法)、成年後見、相続、土地問題、離婚、借金、交通事故など法的な問題であればお気軽にご相談ください。

相談時間は1件あたり20分程度です。相談は無料で秘密は厳守します。

📅 3月23日(水)

午前10時～正午/午後1時～3時

📍西有家庁舎(Web形式)

📄6件(午前の部3件、午後の部3件/先着順)

📄無料

●予約受付期間…3月9日(水)～22日(火)

(土日祝日を除く 午前9時～午後5時)

📞電話で長崎県弁護士会に申し込んでください。

※新型コロナウイルスの感染状況によっては中止する場合があります。